

福岡県公報

令和元年10月4日
第 44 号

目次

告 示 (第340号 - 第346号)

○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課) …………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) …………… 4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) …………… 5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課) …………… 5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 6
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7

教育委員会

○博物館登録事項の変更	(教育庁社会教育課) …………… 7
-------------	--------------------

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 7
------------------	---------------------

告 示

福岡県告示第340号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 組合の名称
久山町上久原土地区画整理組合
- 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字久原1080番地3
- 設立認可の年月日
平成元年3月14日
- 変更の内容
総代の定数を21名から22名に変更する。
総代の選挙及び定数について、借地権者である組合員の数に応じた取扱いを廃止し、所有権者である組合員と一体とした取扱いに変更する。
- 変更認可の年月日
令和元年9月24日

福岡県告示第341号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市上陽町上横山字満治1440、1443の1、1444の1、1471、1476、1480、1481、1488、1489の2、1489の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字満治1440・1444の1・1471・1476・1480・1489の2・1489の3（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第342号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字麻生10735の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第343号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字谷浦6939の1、字辻7573の1、字打越7687、7696、字大石8113の2、8113の3、8113の5、8113の7、8118の4、8118の10、8118の14、8118の34、8118の43、字木撃8200の6、8200の7、8200の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字高田字大倉2の6、34、35の1、4の8・15の1・29の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大倉2の6・4の8・15の1・29の1・34・35の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	三箇山 山 隈 線	前	朝倉郡筑前町三箇山902番3先から朝倉郡筑前町三箇山979番1先まで	6.0 ～ 14.5	18.0
			後	朝倉郡筑前町三箇山902番3先から朝倉郡筑前町三箇山979番1先まで	14.5 ～ 23.0	18.0

福岡県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年福岡県告示第1788号大牟田都市計画下水道事業大牟田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

昭和33年1月16日から令和6年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成24年福岡県告示第1788号の事業地に大牟田市大字橘字河原、字土器、字陣内

、字牟田、字野添並びに大字吉野字牟田、字茶屋ヶ浦、字金牟田並びに大字白銀字風蓮、字宮ノ西並びに大字宮部字南川、字島崎、字控木並びに大字白銀字島田、大字久福木字目戸原、青葉町、真道寺町、末広町、七浦町、天道町、宮山町地内において変更する。

平成24年福岡県告示第1788号の事業地に大牟田市大字吉野字宿、字平、字原、字大工原、字向辻、字北金牟田、字神山、字内畑、字東原、字土定原、字岡松田、字菌辻、字松原の全部及び字香ノ木、字北辻、字南辻、字原ノ後、字北町、字南町畑、字長蓮尾、字中ノ尾、字東神屋原、字神屋原、字冠田、字前田、字松崎、字小橋の一部、並びに大字甘木字池川の一部、並びに大字白銀字宮ノ東、字野間の全部及び字大桁、字豊持の一部、並びに大字宮部字宮ノ前の全部及び字北蓮輪、字田中、字吹揚、字大久保、字大町の一部、並びに大字岩本字宮ノ前、字屋山、字彦林の全部及び字道添、字高田、字天神免、字菟田、字宮ノ左右、字屋山浦、字中牟田の一部、並びに大字宮崎字野間、字前田、字甲屋敷、字土定原、字蓮町、字乙ヤシキ、字萬太郎、字堺、字牟田の全部及び字卯戸、字世戸口、字辻、字北田、字正田、字坂ノ下の一部、並びに大字櫛野字鈴ヶ字土、字高田、字高田山の一部、並びに大字勝立字貝ノ平、字小開、字上高田、字高田、字下高田、字坂口の全部及び字柳坂、字扇坂、字下坂口、字原久保、字池ノ谷の一部、並びに新勝立町六丁目、桜町、船津町の全部、並びに新勝立町一丁目、新勝立二丁目、新勝立三丁目、新勝立四丁目、新勝立五丁目、下池町、笹原町一丁目、笹原町二丁目、笹原町三丁目、馬渡町、合成町、神田町、藤田町の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 古賀商業施設

(2) 所在地 古賀市美郷190番 他18筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

周辺の生活環境に十分配慮のこと

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八坂谷地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和元年10月4日から 令和元年11月6日まで	朝倉市役所朝倉支所

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年9月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年福岡県規則第34号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年9月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県行政組織規則（昭和34年福岡県規則第66号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和元年9月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城一丁目457番5、458番1、458番5、459番1、459番7及び459番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで水産業協同組合法施行細則（平成10年福岡県規則第52号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 施行日

令和元年9月27日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和元年9月17日春日市告示第58号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和元年9月17日春日市告示第58号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（令和元年9月17日春日市告示第58号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和元年9月17日春日市告示第59号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市大字上底井野字中ノ谷6番11、6番35、6番77、6番78、6番80、6番82、6番84から6番101まで、33番6から33番8まで、33番20、33番21及び33番23から33番27まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松三丁目1636番地5

有限会社東筑開発

代表取締役 白川 守

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字吉木2516番28

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字吉木2514

松田 和子

筑紫野市大字吉木2513番地1

中村 俊馨

筑紫野市大字吉木2513番地1

中村 千恵

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字中尾816番1、816番3、817番5、839番2、839番3、839番7、840番4、842番1及び842番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町与原二丁目11番13号

高城 直紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字宝山字半田843番1、843番9及び843番11から843番24まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市大字吉国367番地1

株式会社エルドールテクノス

代表取締役 村上 英明

教育委員会

福岡県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、博物館登録事項を変更したので、次のように告示する。

令和元年10月4日

福岡県教育委員会

	施設名	所在地	設置者の名称及び住所
変更前	伊都国歴史博物館	前原市大字井原916	前原市
変更後	伊都国歴史博物館	糸島市井原916	糸島市

	施設名	所在地	設置者の名称及び住所
変更前	古賀政男音楽博物館分館 古賀政男記念館	大川市大字三丸844番地の3	財団法人古賀政男音楽文化振興財団 東京都渋谷区上原三丁目6番12号
変更後	古賀政男音楽博物館分館 古賀政男記念館	大川市大字三丸844番地の3	一般財団法人古賀政男音楽文化振興財団 東京都渋谷区上原三丁目6番12号

公安委員会

福岡県公安委員会告示第222号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和元年10月4日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年12月11日（水）から同年12月19日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年12月16日（月）から同年12月19日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和元年10月28日（月）から同年10月30日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了

証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。